

市区町村別集計項目(推進体制等)

鳥取県	
市区町村数	19

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	担当課(室)名	所属	事務所	庁内連絡会議の有無	諮問機関の有無	男女共同参画に関する条例				男女共同参画に関する計画 (2021年4月1日現在で有効なもの)					
								有			無	有			無		
								条例名称	公布日(西暦)	施行日(西暦)	現在の状況	計画名称	計画期間	女性活躍推進法との関係	計画策定の方法	現在の状況	
						13	19	19			18						
31	201	鳥取市	男女共同参画課	1	1	1	1	鳥取市男女共同参画推進条例	2002年3月26日	2002年4月1日	第4次鳥取市男女共同参画かがやきプラン	2021年4月1日 ~ 2026年3月31日	1	1			
31	202	米子市	男女共同参画推進課	1	1	1	1	米子市男女共同参画推進条例	2010年3月26日	2010年4月1日	第3次米子市男女共同参画推進計画	2018年4月 ~ 2023年3月	1	1			
31	203	倉吉市	人権政策課	1	2	1	1	倉吉市男女共同参画推進条例	2004年12月17日	2005年4月1日	第6次くらし男女共同参画プラン	2021年4月 ~ 2026年3月	1	1			
31	204	境港市	人権政策室	1	2	1	1	境港市男女共同参画推進条例	2012年3月30日	2012年4月1日	第3次境港市男女共同参画推進計画	2019年4月 ~ 2024年3月	1	1			
31	302	岩美町	教育委員会事務局	2	2	1	1	岩美町男女共同参画推進条例	2013年3月21日	2013年4月1日	いわみ虹色プラン-岩美町男女共同参画計画-	2021年4月 ~ 2026年3月	1	1			
31	325	若桜町	教育委員会事務局	2	2	1	1	若桜町男女共同参画推進条例	2010年12月22日	2010年12月22日	第3次若桜町男女共同参画プラン	2017年4月1日 ~ 2022年3月31日	1	1			
31	328	智頭町	総務課	1	2	1	1	智頭町男女共同参画推進条例	2010年3月24日	2010年4月1日	第4次智頭町男女共同参画プラン	2018年4月1日 ~ 2023年3月31日	0	1			
31	329	八頭町	男女共同参画センター	1	1	1	1	八頭町男女がともに輝くまちづくり条例	2005年3月31日	2005年3月31日	第4次八頭町男女共同参画プラン	2021年4月1日 ~ 2026年3月31日	1	1			
31	364	三朝町	総務課	1	2	0	1	三朝町男女共同参画推進条例	2009年3月23日	2009年4月1日	第4次三朝町男女共同参画プラン	2021年4月1日 ~ 2027年3月31日	0	1			
31	370	湯梨浜町	企画課	1	2	1	1	湯梨浜町男女共同参画条例	2009年3月16日	2009年4月1日	第4次ゆりはま男女共同参画プラン	2019年3月 ~ 2024年3月	1	1			
31	371	琴浦町	企画政策課	1	2	1	1	琴浦町男女共同参画推進条例	2006年9月22日	2006年9月22日	第3次琴浦町男女共同参画プラン	2018年4月 ~ 2023年3月	1	1			
31	372	北栄町	企画財政課	1	2	1	1	北栄町男女共同参画推進条例	2006年3月23日	2006年4月1日	第3次北栄町男女共同参画基本計画	2017年4月 ~ 2022年3月	1	1			
31	384	日吉津村	住民課	1	2	1	1	日吉津村男女共同参画推進条例	2008年3月25日	2008年3月25日							1
31	386	大山町	人権推進室	1	2	0	1	大山町男女共同参画推進条例	2012年3月28日	2012年4月1日	第3次大山町男女共同参画プラン	2017年4月 ~ 2022年3月	1	1			
31	389	南部町	総務課	1	2	1	1	南部町男女共同参画推進条例	2006年12月25日	2006年12月25日	第3次南部町男女共同参画プラン	2019年4月 ~ 2024年3月	1	1			
31	390	伯耆町	総務課	1	2	0	1	伯耆町男女共同参画推進条例	2006年3月24日	2006年4月1日	第3次伯耆町男女共同参画推進計画	2021年4月1日 ~ 2026年3月31日	1	1			
31	401	日南町	総務課 人権センター	1	2	0	1	日南町男女共同参画推進条例	2013年3月25日	2013年4月1日	第4次日南町男女共同参画推進計画	2019年4月1日 ~ 2024年3月31日	0	1			
31	402	日野町	企画政策課	1	2	0	1	日野町男女共同参画推進条例	2017年3月21日	2017年3月21日	第3次日野町男女共同参画プラン	2018年4月1日 ~ 2023年3月31日	1	1			
31	403	江府町	総務課	1	2	0	1	江府町男女がともに輝くまちづくり条例	2010年3月23日	2010年4月1日	第3次江府町男女共同参画プラン	2017年4月1日 ~ 2022年3月31日	1	1			

<選択肢回答>

所属 1 首長部局 2 教育委員会	庁内連絡会議 1 有 0 無	男女共同参画に関する条例 現在の状況 1 2022年3月末までの制定を目的に検討中 2 2021年度以降の制定を目的に検討中 3 その他 0 検討していない	男女共同参画に関する計画 女性活躍推進法の推進計画との関係 1 一体 0 一体でない 計画の策定方法 1 単独計画として策定 0 総合計画の一部として策定	現在の状況 1 策定に向け検討中 0 策定予定がない、検討していない
事務所 1 男女共同参画・女性等を名称に冠した専管課 2 1ではない	諮問機関 1 有 0 無			

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	男女共同参画・女性のための総合的な施設(2021年4月1日現在で開設済の施設)							施設形態		管理・運営主体					
			名称	愛称・通称	郵便番号	所在地等 住所	電話番号	FAX番号	ホームページ	単独	複合	施設管理			事業運営		
												直営	指定管理者	その他	直営	指定管理者	その他
			4							2	2	3	0	1	3	0	1
31	201	鳥取市	鳥取市男女共同参画センター	輝なんせ鳥取	680-0822	鳥取市今町2丁目151	0857-24-2704	0857-24-2704	http://www.city.tottori.lg.jp	○		○			○		
31	202	米子市	米子市男女共同参画センター	かぶりあ	683-0822	米子市中町20番地	0859-31-1591	0859-31-1592			○	○			○		
31	203	倉吉市															
31	204	境港市	境港市男女共同参画センター		684-0033	境港市上道町1989番地5	0859-44-7280	0859-44-7280			○			○			○
31	302	岩美町															
31	325	若桜町															
31	328	智頭町															
31	329	八頭町	八頭町男女共同参画センター	かがやき	680-0607	鳥取県八頭郡八頭町徳丸578-1	0858-84-2361	0858-84-2362	http://www.town.yazu.tottori.jp	○		○			○		
31	364	三朝町															
31	370	湯梨浜町															
31	371	琴浦町															
31	372	北栄町															
31	384	日吉津村															
31	386	大山町															
31	389	南部町															
31	390	伯耆町															
31	401	日南町															
31	402	日野町															
31	403	江府町															

鳥取県

都 道 府 県 コ ー ド	市 区 町 村 コ ー ド	市 区 町 村 名	男女共同参画・女性のための総合的な施設 (2021年4月1日現在で開設済の施設)															
			名 称	設立年月日	職員数(人)		予算額 (千円)	主 な 事 業										
					常勤	非常勤		広報啓発	講座	相談事業 ・提供	情報収集	苦情処理	交流促進	企業・NPO との連携	国際交流	調査研究	その他	
			4						4	4	1	4	0	3	0	0	0	
31	201	鳥取市	鳥取市男女共同参画センター	2002年7月1日	1	4	12,258	○	○		○		○					
31	202	米子市	米子市男女共同参画センター	2003年4月1日	0	5	1,584	○	○		○		○					
31	203	倉吉市																
31	204	境港市	境港市男女共同参画センター	2003年6月22日	0	0	81	○	○		○		○					団体・個人の育成及び支援に関すること
31	302	岩美町																
31	325	若桜町																
31	328	智頭町																
31	329	八頭町	八頭町男女共同参画センター	2010年7月1日	2	3	4,399	○	○	○	○							
31	364	三朝町																
31	370	湯梨浜町																
31	371	琴浦町																
31	372	北栄町																
31	384	日吉津村																
31	386	大山町																
31	389	南部町																
31	390	伯耆町																
31	401	日南町																
31	402	日野町																
31	403	江府町																

都道府県	市区町村コード	市区町村名	男女共同参画に関する宣言				首長、自治会長等の状況													
			宣言年月日	宣言名称	宣言の形態	市区長数	うち女性市区長数	女性比率(%)	副市区長数	うち女性副市区長数	女性比率(%)	町村長数	うち女性町村長数	女性比率(%)	副町村長数	うち女性副町村長数	女性比率(%)	自治会長数	うち女性自治会長数	女性比率(%)
			2			4	0	0.0	4	0	0.0	15	0	0.0	14	0	0.0	2,769	132	4.8
31	201	鳥取市	2004年10月7日	鳥取市男女共同参画都市宣言	2	1	0	0.0	1	0	0.0							831	49	5.9
31	202	米子市			1	0	0.0	1	0	0.0								415	23	5.5
31	203	倉吉市	2003年3月20日	くらよし男女共同参画都市宣言	2	1	0	0.0	1	0	0.0							218	6	2.8
31	204	境港市			1	0	0.0	1	0	0.0								96	5	5.2
31	302	岩美町										1	0	0.0	1	0	0.0	120	5	4.2
31	325	若桜町										1	0	0.0	1	0	0.0	40	0	0.0
31	328	智頭町										1	0	0.0	1	0	0.0	89	2	2.2
31	329	八頭町										1	0	0.0	1	0	0.0	132	3	2.3
31	364	三朝町										1	0	0.0	1	0	0.0	62	2	3.2
31	370	湯梨浜町										1	0	0.0	1	0	0.0	75	2	2.7
31	371	琴浦町										1	0	0.0	1	0	0.0	154	11	7.1
31	372	北栄町										1	0	0.0	1	0	0.0	63	3	4.8
31	384	日吉津村										1	0	0.0	0	0		7	1	14.3
31	386	大山町										1	0	0.0	1	0	0.0	165	8	4.8
31	389	南部町										1	0	0.0	1	0	0.0	92	7	7.6
31	390	伯耆町										1	0	0.0	1	0	0.0	89	2	2.2
31	401	日南町										1	0	0.0	1	0	0.0	32	0	0.0
31	402	日野町										1	0	0.0	1	0	0.0	49	2	4.1
31	403	江府町										1	0	0.0	1	0	0.0	40	1	2.5

<選択肢回答>
 男女共同参画に関する宣言
 宣言の形態
 1 首長声明
 2 議会の議決
 3 庁内連絡会議の決定
 4 その他

鳥取県

調査時点コード	1	2021年4月1日	2	その他
---------	---	-----------	---	-----

都道府県	市区町村名	目標設定の対象である審議会等の目標及び現状値						目標設定の対象である審議会等の範囲					地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等における登用状況					地方自治法(第180条の5)に基づく委員会等における登用状況					(再掲)市町村防災会議(委員のみ)			(再掲)市町村防災会議(会長を含む)			調査時点コード				
		目標値(%)	目標達成期限	審議会等数	うち女性を含む委員数	総委員数	うち女性委員数	女性比率(%)	審議会等数	うち女性を含む委員数	総委員数	うち女性委員数	女性比率(%)	委員会等数	うち女性を含む委員数	総委員数	うち女性委員数	女性比率(%)	総委員数	うち女性委員数	女性比率(%)	目標設定の対象である審議会等の目標及び現状値	その他	地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等における登用状況	その他	地方自治法(第180条の5)に基づく委員会等における登用状況	その他						
																												その他	地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等における登用状況	その他	地方自治法(第180条の5)に基づく委員会等における登用状況	その他	
	小計			453	409	5,183	1,656	32.0																									
31	201	鳥取市	40.0	2026年3月	82	75	948	276	29.1	地方自治法第138条の4第3項の規定に基づき、調停、審査、諮問又は調査等を行うため、法律又は条例若しくは法律に基づく規定により設置した附属機関	42	41	674	207	30.7	6	5	41	9	22.0	39	7	17.9	40	7	17.5	2	2021年6月22日	2	2021年6月22日	1		
31	202	米子市	40.0		61	57	686	203	29.6	米子市に設置されているすべての審議会	41	40	434	145	33.4	6	4	62	6	9.7	27	4	14.8	28	4	14.3	1				1		
31	203	倉吉市	40.0	2026年3月	41	39	735	226	30.7	法律、条例、規則、要綱等により設置されている審議会等	22	21	269	82	30.5	5	4	33	7	21.2	30	6	20.0	31	6	19.4	1				1		
31	204	境港市	30.0	2024年3月	38	32	559	147	26.3	市に設置されているすべての審議会等	22	18	369	95	25.7	6	4	29	5	17.2	28	3	10.7	29	3	10.3	1				1		
31	302	岩美町	40%以上	2026年3月	16	15	200	72	36.0	地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等	16	15	200	72	36.0	5	4	33	6	18.2	23	3	13.0	24	3	12.5	2	2021年6月1日	2	2021年6月1日	1		
31	323	若桜町	40.0	2021年3月	13	10	131	36	27.5	本調査に該当する審議会等を対象	13	10	131	36	27.5	5	3	23	5	21.7	24	4	16.7	25	4	16.0	1				1		
31	328	智頭町									12	12	145	41	28.3	5	2	31	4	12.9	17	4	23.5	18	4	22.2	1				1		
31	329	八頭町	50.0	2026年3月	19	19	204	88	43.1	地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等	19	19	204	88	43.1	5	5	27	10	37.0	21	6	28.6	22	6	27.3	1				1		
31	364	三朝町	40.0	2027年3月	13	12	116	42	36.2	法律又は条例により設置されている審議会等	15	13	180	45	25.0	4	3	22	5	22.7	17	3	17.6	18	3	16.7	1				1		
31	370	湯梨浜町	30.0	2024年3月	20	19	194	56	28.9	地方自治法に基づく審議会・委員会	16	16	172	51	29.7	4	3	22	5	22.7	23	5	21.7	24	5	20.8	1				1		
31	371	琴浦町	40.0	2023年3月	33	29	449	173	38.5	地方自治法(202条の3)に基づく審議会等、町で推進している審議会等	11	11	218	83	38.1	4	3	35	6	17.1								2	2021年6月23日	2	2021年6月23日	2	2021年6月23日
31	372	北栄町	50.0	2022年3月	33	29	349	137	39.3	地方自治法(第180条の5)に基づく委員会及び地方自治法(第202条の3)に基づく審議会	29	26	326	131	40.2	4	3	23	6	26.1								1				1	
31	384	日吉津村	40.0	2023年3月	18	17	120	41	34.2	各種委員会(地方自治法第180条の5)、各種審議会(地方自治法第202条の3)の一部、規則で定めるスポーツ推進員、行財政検討員会、補助金審査会等	12	9	119	30	25.2	5	4	23	5	21.7	13	0	0.0	14	0	0.0	1					1	
31	386	大山町									17	16	209	66	31.6	5	4	43	7	16.3	13	1	7.7	14	1	7.1	1				1		
31	389	南部町	40.0	2024年3月	16	13	171	55	32.2	地方自治法第203条の3に基づく審議会等	16	13	171	55	32.2	5	3	20	4	20.0	10	0	0.0	11	0	0.0	1				1		
31	390	伯耆町	40.0	2026年3月	22	19	231	74	32.0	地方自治法第202条の3に規定する附属機関	21	18	226	73	32.3	5	1	21	2	9.5	9	0	0.0	10	0	0.0	1				2	2021年3月31日	
31	401	白音町									7	7	89	28	29.2	3	4	22	6	27.3	29	2	6.9	30	2	6.7	1				1		
31	402	日野町	40.0	2022年3月	28	24	90	30	33.3	全ての審議会等	8	7	79	17	21.5	5	3	18	4	22.2	14	1	7.1	15	1	6.7	1				1		
31	403	江府町									16	11	204	60	29.4	5	4	24	7	29.2	14	2	14.3	15	2	13.3	1				1		

調査表4-4

市区町村別集計項目(女性公務員の登用)

鳥取県

調査時点コード	1	2021年4月1日	2	その他
---------	---	-----------	---	-----

都道府県コード	市区町村名	管理職の在職状況															職務上の地位別職員在職状況															調査時点コード	その他	防災・危機管理部局への配置状況					調査時点コード	その他																
		うち一般行政職			うち一般行政職			うち一般行政職			うち一般行政職			うち一般行政職			うち一般行政職			うち一般行政職			うち管理職数	うち女性数	うち女性比率(%)	うち女性数	うち女性比率(%)																													
		管理職総数	うち女性数	女性比率(%)	管理職総数	うち女性数	女性比率(%)	管理職総数	うち女性数	女性比率(%)	管理職総数	うち女性数	女性比率(%)	管理職総数	うち女性数	女性比率(%)	管理職総数	うち女性数	女性比率(%)	管理職総数	うち女性数	女性比率(%)						うち女性数	うち女性比率(%)																											
		部長相当職	女性数	女性比率(%)	部長相当職	女性数	女性比率(%)	部長相当職	女性数	女性比率(%)	部長相当職	女性数	女性比率(%)	部長相当職	女性数	女性比率(%)	部長相当職	女性数	女性比率(%)	部長相当職	女性数	女性比率(%)								うち女性数	うち女性比率(%)																									
		590	149	25.3	502	97	19.3	35	4	11.4	32	4	12.5	73	12	16.4	68	12	17.6	482	133	27.6	402	81	20.1	657	271	41.2	486			140	28.8	950	428	45.1	648	213	32.9							102	15	14.7	29	1	3.4					
31	201	鳥取市	118	20	16.9	108	17	15.7	14	1	7.1	13	1	7.7	37	5	13.5	34	5	14.7	67	14	20.9	61	11	18.0	149	49	32.9	116	21	18.1	260	104	40.0	180	46	25.6	1							11	1	9.1	4	0	0.0	1				
31	202	米子市	76	14	18.4	71	14	19.7	11	3	27.3	11	3	27.3	15	4	26.7	14	4	28.6	50	7	14.0	46	7	15.2	75	32	42.7	55	16	29.1	103	36	35.0	74	17	23.0	1									14	1	7.1	3	0	0.0	1		
31	203	倉吉市	47	9	19.1	37	3	8.1	5	0	0.0	4	0	0.0	14	2	14.3	13	2	15.4	28	7	25.0	20	1	5.0	41	8	19.5	32	7	21.9	55	25	45.5	36	12	33.3	1									4	0	0.0	1	0	0.0	1		
31	204	境港市	37	3	8.1	33	2	6.1	5	0	0.0	4	0	0.0	7	1	14.3	7	1	14.3	25	2	8.0	22	1	4.5	30	10	33.3	25	6	24.0	48	16	33.3	37	11	29.7	1								5	0	0.0	3	0	0.0	1			
31	302	若美町	27	9	33.3	19	5	26.3													27	9	33.3	19	5	26.3	26	12	46.2	18	8	44.4	29	12	41.4	20	5	25.0	1									4	0	0.0	1	0	0.0	1		
31	325	若桜町	16	7	43.8	13	4	30.8													16	7	43.8	13	4	30.8	19	9	47.4	10	0	0.0	4	1	25.0	2	1	50.0	1								3	0	0.0	1	0	0.0	1			
31	328	智頭町	30	15	50.0	19	6	31.6													30	15	50.0	19	6	31.6	38	20	52.6	21	11	52.4	47	26	55.3	22	10	45.5	1									1	0	0.0	0	0	0.0	1		
31	329	八頭町	29	12	41.4	22	6	27.3													29	12	41.4	22	6	27.3	22	8	36.4	14	2	14.3	71	38	53.5	41	14	34.1	1									4	0	0.0	1	0	0.0	1		
31	364	三朝町	14	3	21.4	14	3	21.4													14	3	21.4	14	3	21.4	17	6	35.3	15	4	26.7	32	16	50.0	26	10	38.5	1								3	0	0.0	1	0	0.0	1			
31	370	湯梨浜町	31	9	29.0	31	9	29.0													31	9	29.0	31	9	29.0	13	6	46.2	13	6	46.2	37	15	40.5	37	15	40.5	1									13	2	15.4	3	0	0.0	1		
31	371	琴浦町	15	5	33.3	15	5	33.3	0	0		0	0		0	0		0	0		15	5	33.3	15	5	33.3	44	21	47.7	34	11	32.4	32	18	56.3	23	11	47.8	1								2	0	0.0	1	0	0.0	1			
31	272	北栄町	23	9	39.1	17	4	23.5													23	9	39.1	17	4	23.5	49	24	49.0	32	11	34.4	43	24	55.8	28	12	42.9	1								5	1	20.0	0	0	0.0	1			
31	384	日吉津村	9	2	22.2	6	0	0.0													9	2	22.2	6	0	0.0	12	7	58.3	8	5	62.5	16	8	50.0	6	2	33.3	1								1	0	0.0	0	0	0.0	1			
31	386	大山町	27	8	29.6	17	3	17.6													27	8	29.6	17	3	17.6	34	20	58.8	26	13	50.0	78	39	50.0	50	20	40.0	1									16	7	43.8	3	1	33.3	1		
31	389	南部町	16	5	31.3	14	3	21.4													16	5	31.3	14	3	21.4	26	13	50.0	19	7	36.8	34	24	70.6	23	15	65.2	1								2	0	0.0	1	0	0.0	1			
31	390	伯耆町	35	11	31.4	29	5	17.2													35	11	31.4	29	5	17.2	27	15	55.6	20	8	40.0	33	15	45.5	19	4	21.1	1								8	3	37.5	2	0	0.0	1			
31	401	日南町	18	5	27.8	18	5	27.8													18	5	27.8	18	5	27.8	6	3	50.0	6	3	50.0	9	1	11.1	9	1	11.1	1									2	0	0.0	1	0	0.0	1		
31	402	日野町	9	2	22.2	7	2	28.6													9	2	22.2	7	2	28.6	11	3	27.3	8	0	0.0	10	5	50.0	8	4	50.0	1									3	0	0.0	3	0	0.0	1		
31	403	江府町	13	1	7.7	12	1	8.3													13	1	7.7	12	1	8.3	18	5	27.8	14	1	7.1	9	5	55.6	7	3	42.9	1										1	0	0.0	0	0	0.0	1	

調査時点	議会関係は2021年7月1日(その他2021年4月1日)
------	------------------------------

都 道 府 県 市 町 村	市区町村	議員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。 1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定が無く、運用上も認めていない。 4. 明記した規定が無く、過去に事例が無い。	議会の規定 記で、1. を選択した場合該当部分の条文(本文)を記入してください。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定が無く、過去に事例が無い。	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査															
				問1 議員の出生が欠席事由として明記した規定(産休を旨)があるか。	問2 問1で、1. を選択した場合、「欠席事由として明記した規定」はいつ制定されたか。	問3 問1で1. を選択した場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。	問4 問1で1. を選択した場合、産前産後の就業制限の期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の産前産後の就業制限の期間以上である。 3. 期間の定めはない。	問5 問4で1. を選択した場合該当部分の条文(本文)を記入してください。	問6 問1で1. を選択した場合、休職期間の短縮について減額の規定はあるか。	問7 問6で1. を選択した場合該当部分の条文(本文)を記入してください。	問8 議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1~4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 明記した規定がある 2. 明記した規定はないが、運用上認めている 3. 明記した規定が無く、運用上も認めていない 4. 明記した規定が無く、過去に事例が無い								
				議会名							配偶者の出生	育児	家族の看護	家族の介護	疾病	その他			
		16	1の合計	19	4	0	13		3				12	11	11	11	11	6	
		1	2の合計	0	15	13	6		15				2	4	3	3	7	1	
		0	3の合計	0		6	0		1				0	0	0	0	0	0	
		2	4の合計	0									5	4	5	5	1	12	
31	鳥取市	1	鳥取市議員旧姓等使用取扱要綱第2条 (旧姓又は通称の使用) 第2条 議員は、任命権者に届け出ることにより、法令等に抵触するおそれがない等から職員等で使用している文書、印章、捺印等職務遂行又は事務処理上誤解や混乱を招くおそれがないものにおいて、旧姓を使用することができる。 2. 防止法に抵触する配偶者等による暴力を受けていることが明らかとなる職員で、当該暴力から非難するために日常生活において専ら通称等を使用している職員は、任命権者に届け出ることにより、法令等に抵触するおそれなく、専ら職員等で使用している文書、印章、捺印等職務遂行又は事務処理上誤解や混乱を招くおそれがないものにおいて、通称を使用することができる。	鳥取市議会	1	2	2	1	鳥取市議会議員規則第2条第2項 議員は、出生のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。					1	1	1	1	2	4
31	米子市	1	米子市議員旧姓使用取扱要綱 第2条 議員は、法令等に抵触するおそれがない場合に限り、公称に関する文書等で専ら職員等で使用しているもの及び職務遂行又は事務処理上誤解や混乱を招くおそれがない軽易なものについて、旧姓を使用することができる。	米子市議会	1	2	2	1	米子市議会議員規則第2条第2項 議員は、出生のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。					1	1	1	1	1	1
31	倉吉市	1	倉吉市議員旧姓等使用取扱要綱 第3条 旧姓等を使用することができる文書等は、旧姓等を使用しても法令等に抵触するおそれなく、かつ、職務遂行上支障がないと認められる文書等とし、ちかむ次に掲げる基準に該当するものとする。 (1) 専ら組織内部で使用される文書等で、かつ、専ら組織内部で使用する職員の同一性を確認できるもの (2) 議員の権利義務に係る文書等で、容易に当該旧姓等を使用する議員の同一性を確認でき、旧姓等の使用を原因とする係争のおそれがないもの (3) 対外的に使用されるおそれがあるが、単に氏名の記載にとどまるもの等、特別な法律関係を生じさせないもの 2. 次に掲げる基準に該当する文書等には、旧姓等を使用することができる。 (1) 議員の身分関係に関わる文書等で、法令等に抵触するおそれない文書等に基づく事務処理等に与える影響の大きいもの (2) 議員の権利義務関係に係る文書等で、法令等に抵触するおそれない文書等に基づく事務処理等に与える影響の大きいもの (3) 公権力の行使に係るもの等、対外的に大きな影響を与えるおそれがあるもの 3. 前2項に掲げるいずれの基準にも該当しないと考えられる文書等については、職務遂行上、又は事務処理上の影響等を考慮し、任命権者が旧姓等使用の可否を決定する。	倉吉市議会	1	2	2	1	倉吉市議会議員規則 第2条 議員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出席補助、その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の会議開始前までに届け出なければならない。2. 議員は、出生のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。 倉吉市議会議員の議員報酬等の特に関する条例 第2条 議員が自己の都合により全くその職務を執行することができない議長が認めた日から引当額1年を超えて議員活動ができない場合は、特別支給金の特例の規定による議員報酬の月額に次表左欄に掲げる議員活動がでない期間の区分に応じ、両表を照し掲げる割合を乗じて得た額を減額する。 議員活動ができない期間 満1年を超え満2年に達するまで 100分の30 満2年を超える期間 100分の50					1	1	1	1	1	1
31	境港市	1	境港市議員の旧姓使用に関する取扱要綱 第1条 この要綱は、境港市議員が婚姻、養子縁組その他の事由(以下「届出事由」という。))により、旧姓上の氏名を改めた議員について、引き続き届出事由の発生の戸籍上の氏(以下「旧姓」という。)を文書等に使用することについて、必要な事項を定めるものとする。	境港市議会	1	2	2	1	境港市議会議員規則 第2条第2項 議員は、出生のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。					1	1	1	1	1	1

都 道 府 県 コ ロ ニ ヤ ド	市 区 町 村 名	職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査																		
			問1	問2	問3	問4	問5	問6	問7	問8											
			議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問1で1.を選択した場合、「欠席事由として明記した規定」はいつ制定されたか。	問1で1.を選択した場合、「欠席事由として明記した規定」はいつ制定されたか。	問1で1.を選択した場合、「欠席事由として明記した規定」はいつ制定されたか。	問1で1.を選択した場合、「欠席事由として明記した規定」はいつ制定されたか。	問1で1.を選択した場合、休職期間の報酬について減額の規定はあるか。	問6で1.を選択した場合、休職期間の報酬について減額の規定はあるか。	議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1~4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 明記した規定がある 2. 明記した規定はないが、運用上認めている 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない 4. 明記した規定がなく、過去に事例が無い	配偶者の出産	育児	家族の看護	家族の介護	疾病	その他					
		1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に事例が無い。	左記で1.を選択した場合該当部分の条文(本文)を記入してください。	議 会 名	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. その他(欠席の例がない、不明等)	1. 2014年度以前 2. 2015年度以降	1. 労働基準法65条の産前産後の就業制限の期間以上である。 2. 労働基準法65条の産前産後の就業制限の期間より短い。 3. 期間の定めはない。	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はない。 3. その他	1. あり 2. なし 3. その他	その他具体例											
31	岩美町	岩美町職員の旧姓使用に関する要綱 (旧姓の使用) 第2条 職員は、法令等に抵触する恐れがなく、職務遂行上又は事務処理上支障がないものにおいて、旧姓を使用することができる。 2 旧姓を使用することができる文書等は、次の各号のいずれかに該当するものとし、その主な文書等とは、別表第1に掲げるものとする。 (1) 議員の身分に係るもの (2) 議員の権利や義務に関する文書等で、特別な法律関係を生じさせるおそれのあるもの (3) その他町長が適当と認めない文書 3 別表第2に掲げる文書等に旧姓を使用する場合は、戸籍上の氏と旧姓を併記しなければならない。	岩美町議会	1	2	3	2		2					4	4	4	4	2	4		
31	若桜町	若桜町職員旧姓使用取扱要綱 (趣旨) 第1条 この要綱は、婚姻、異姓結婚その他の事由(以下婚姻等という。)によって戸籍上の氏を改めた後も、引き続き婚姻等の前の戸籍上の氏(以下旧姓という。)を文書等に採用することに關して必要な事項を定めるものとする。 (適用職員) 第2条 この要綱は、地方公務員法(昭和25年法律第91号)第3条第2項に定められる一般職以下「職員」という。)に適用する。 (旧姓の使用の基準) 第3条 旧姓を使用することができる文書等は、旧姓を使用しても法令等に抵触するおそれなく、かつ、職務遂行上支障がないと認められる文書等とし、別表第1に掲げる基準に該当するものとする。 2 別表第2に掲げる基準に該当する文書等には、旧姓を使用することができない。	若桜町議会	1	2	3	2		2					4	4	4	4	4	4		
31	智頭町	智頭町職員旧姓使用取扱要綱 (旧姓の使用) 第2条 職員は、総務課長に届け出ることにより、法令等に抵触するおそれなく、専ら職員間で使用している文書、軽微な文書等で職務遂行上又は事務処理上支障や混乱を招くおそれのないものにおいて、旧姓を使用することができる。 第3条 次の各号に掲げる事由により議員活動を引続き実施し得る場合は、第3条及び前条の規定は適用しない。 (1) 公務上の災害等 (2) 出生(議員の勤務期間、休職等に関する事項)に認められるもののほか、智頭町議会活動ができない場合	智頭町議会	1	2	2	1	智頭町長明欠席議員の議員報酬等の特例に関する条例 (適用除外) 第3条 次の各号に掲げる事由により議員活動を引続き実施し得る場合は、第3条及び前条の規定は適用しない。 (1) 公務上の災害等 (2) 出生(議員の勤務期間、休職等に関する事項)に認められるもののほか、智頭町議会活動ができない場合	議員の勤務期間、休職等に関する条例(平成7年智頭町条例第3号)第14条に準ずる					4	2	4	4	2	4		

都 道 府 県	市 区 町 村	職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査														
			問1 議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問2 問1で、1.を選択した場合、「欠席事由として明記した規定」はいつ制定されたか。	問3 問1で1.を選択した場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。	問4 問1で1.を選択した場合、出産に係る産前産後期間の明記はあるか。	問5 問4で1.を選択した場合該当部分の条文(本文)を記入してください。	問6 問1で1.を選択した場合、休暇期間の報酬について減額の規定はあるか。	問7 問6で1.を選択した場合該当部分の条文(本文)を記入してください。	問8 議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1~4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 明記した規定がある 2. 明記した規定はないが、運用上認めている 3. 明記した規定がなく、運用上も認めている 4. 明記した規定がなく、過去に事例が無い							
コ ロ ニ イ ド	村 名	1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めている。 4. 明記した規定がなく、過去に事例が無い。	議 会 名	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. その他(欠席の例がない、不明等)	1. 2014年度以前 2. 2015年度以降	1. 労働基準法65条の産前産後の就業制限の期間以上である。 3. 期間の定めはない。	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はない。	1. あり 2. なし 3. その他	その他具体例	配偶者の 出産	育児	家族の 看護	家族の 介護	疾病	その他		
31	## 八朗町	1	八朗町議会	1	2	2	1	2		1	1	1	1	1	1		
									八朗町議会会議規則								
									<p>第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、議員が出席のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合は、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。</p>								
31	## 三朝町	1	三朝町議会	1	2	2	1	2		1	1	1	1	1	4		
									三朝町議会会議規則								
									<p>第2条2 前項の規定にかかわらず、議員が出席のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合は、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。</p>								

都 道 府 県 市 町 村 コ ロ ニ ヤ ド ド	市 区 町 村 名	職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査														
			問1	問2	問3	問4	問5	問6	問7	問8							
			議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問1で、1.を選択した場合、「欠席事由として明記した規定」はいつ制定されたか。	問1で1.を選択した場合、取得することが可能な休業期間(次)のうちどれか。	問1で1.を選択した場合、出産に係る産前産後期間の明記はあるか。	問1で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問1で1.を選択した場合、休業期間の報酬について減額の規定はあるか。	問6で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1~4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 明記した規定がある 2. 明記した規定はないが、運用上認めている 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない 4. 明記した規定がなく、過去に事例が無い							
1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に事例が無い。	左記で、1.を選択した場合該当部分の条文(本文)を記入してください。	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. その他(欠席の例がない、不明等)	1. 2014年度以前 2. 2015年度以降	1. 労働基準法65条の産前産後の就業制限の期間以上である。 2. 労働基準法65条の産前産後の就業制限の期間以上ではない。	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はない。 3. 期間の定めはない。	1. あり 2. なし 3. その他	その他具体例	配偶者の 出産	育児	家族の 看護	家族の 介護	疾病	その他				
31	##	湯梨浜町	1	湯梨浜町議会	1	2	2	1	湯梨浜町議会会議規則 (欠席の届出) 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他やむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の会議開始前までに議長に届出なければならぬ。 2 前項の規定にかかわらず、議員が出席のため出席できないときは、出席予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明かして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2	2	1	1	1	1	1	4

都 道 府 県 コ ロ ニ ヤ ド	市 区 町 村 コ ロ ニ ヤ ド	職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査												
			問1 議員の出産を欠席事由として 明記した規定(産休を含む)があるか。	問2 問1で、1.を選択した場合、「欠席事由として明記した規定」はいつ制定されたか。	問3 問1で1.を選択した場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。	問4 問1で1.を選択した場合、出産に係る産前産後期間の明記はあるか。	問5 問4で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問6 問1で1.を選択した場合、休前産後期間の報酬について減額規定はあるか。	問7 問6で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問8 議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1~4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 明記した規定がある 2. 明記した規定はないが、運用上認めている 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない 4. 明記した規定がなく、過去に事例が無い					
		1. 明記した規定があり、認められている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に事例が無い。	左記で、1.を選択した場合該当部分の条文(本文)を記入してください。	1. 明記した規定はないが、運用上認めている。 2. 2014年度以降 3. その他(欠席の例がない、不明等)	1. 労働基準法65条の産前産後の就業制限の期間以上である。 3. 期間の定めはない。	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はない。 3. その他	1. あり 2. なし 3. その他	その他具体例	配偶者の出産 育児 家族の看護 家族の介護 疾病 その他						
31	市 # 琴浦町	1	琴浦町職員旧姓使用取扱要綱 (趣旨) 第1条 この訓令は、琴浦町に勤務する一般職の職員(以下「職員」という。)が増婚、妻子縁組その他の事由(以下「増婚等」という。)によって戸籍上の氏を改めた後も、引き続き増婚等の前の氏(以下「旧姓」という。)を文書等に使用することに關して必要な事項を定めるものとする。 (旧姓の使用の基準) 第2条 職員は、総務課長に届け出ることにより、法令等に抵触するおそれなく、専ら職員間で使用している文書、経理文書等で職務執行上又は事務処理上誤解や混乱を招くおそれのないものにおいて、旧姓を使用することができる。 2 次に掲げる基準に該当する文書等には、旧姓を使用することができない。 (1) 職員の身分関係に関わる文書等で、法令等に抵触があるもの又は法令等に基づく事務処理等に与える影響の大きいもの (2) 職員の権利義務関係に係る文書等で、法令等に抵触があるもの又は法令等に基づく事務処理等に与える影響の大きいもの (3) 公権力の行使に係るもの等、対外的に大きな影響を及ぼすおそれがあるもの (旧姓を使用することができる文書等) 第3条 前条第1項の規定による旧姓を使用することができる文書等は、別表に掲げるとおりとする。 2 旧姓の使用を届け出た職員は、前項に規定する旧姓を使用することができるすべての文書等において旧姓を使用するものとする。 3 第1項の規定にかかわらず、職員(臨時及び非常勤の職員を除く。)が職員証明書への旧姓の併記を希望する場合は、旧姓の使用を届け出る際に併せてその旨を届け出ることとする。 (旧姓使用届) 第4条 職員は、第2条第1項の規定による旧姓の使用をしようとするときは、旧姓使用届(様式第1号)を所屬長を経由して総務課長に提出しなければならない。 2 総務課長は、前項の届について、特に必要があると認めるときは、当該職員に対して、当該届記載内容の確認ができるもの提出を求めることができる。 (中止届) 第5条 旧姓を使用している職員が、旧姓の使用を中止しようとするときは、旧姓使用中止届(様式第2号)を所屬長を経由して総務課長に提出しなければならない。 2 戸籍上の氏を改めた場合を除き、前項の規定により旧姓使用中止届を提出した職員は、特別な事由のない限り、再び同じ旧姓を使用することはできない。 (旧姓使用職員台帳等) 第6条 総務課長は、第4条及び前条の届を受理したときは、所屬長に対してその旨を通知するものとする。 2 総務課長は、第4条から第6条について、その内容を旧姓使用職員台帳(様式第3号)に記載するものとする。 (職員及び所屬長の責務) 第7条 旧姓を使用する職員は、旧姓の使用に当たっては、町民に対して、又は職場内において誤解や混乱を生じさせないように努めなければならない。 2 所屬長は、所屬職員の旧姓使用に当たり、適切な運用と公衆の理解の進行が図られるよう努めなければならない。	琴浦町議会	1	2	2	1	2	1	1	1	1	1	4

都 市 区	市 区	町 村	職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査																		
				問1 議員の出席を欠席事由として 明記した規定(産休を含む) があるか。	問2 問1で、1.を選択した 場合、「欠席事由として 明記した規定」は いつ制定されたか。	問3 問1で1.を選択した場 合、「欠席事由として 明記した規定」は いつ制定されたか。	問4 問1で1.を選択した場 合、出生、出産に 係る産前産後 期間の明記はあ るか。	問5 問4で1.を選択した場合 該当部分の条文(本文)を 記入してください。	問6 問1で1.を選択した場合、休 暇期間の減額規定はあ るか。	問7 問6で1.を選択した場合 該当部分の条文(本文)を 記入してください。	問8 議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由につ いて、以下の事由について1~4のいずれか一つに○をつけ てください。 1. 明記した規定がある 2. 明記した規定はないが、運用上認めている 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない 4. 明記した規定がなく、過去に事例が無い	議員名	議 会 名	1. 明記した規定があり、 認められている。 2. 明記した規定はない が、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、 運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、 過去に事例が無い。	1. 明記した規定がある。 2. 2014年度以前 2. 2015年度以降	1. 労働基準法65条の 産前産後の就業制限の 期間よりも短い 2. 労働基準法65条の 産前産後の就業制限の 期間以上である。 3. 期間の定めはない。	1. 明記した規定 がある。 2. 明記した規定 はない。	1. あり 2. なし 3. その他	その他具休例	配偶者 の 出 産	育 児	家 族 の 看 護
31	##	北栄町	1	北栄町職員旧姓使用取扱要綱 (趣旨) 第1条 この要綱は、北栄町一般職の職員(臨時 及び非常勤職員を含む。以下「職員」とい う。)が 降格等によって戸籍上の氏名を改め、その 改氏によって生ずるおそれのある職業生活上 の支障を回避することを目的に、希望による改 称の氏名(以下「旧姓」という。)の使用に必要 な事項を定めるものとする。 (旧姓使用届) 第2条 職員は、旧姓を使用又は中止する ときは、旧姓使用中止届(別添様式)を所 属長を経由して総務課長に提出しなければ ならない。 (旧姓使用の範囲) 第3条 旧姓使用届を提出した職員は、次の各 項に定める場合を除き、旧姓を使用するもの とする。 (1) 公権力の行使に関与する場合 (2) 役員、取締役、監事、執行役員、外部 の機関に支障を及ぼすおそれのある場合 (3) ほ号等により戸籍上の氏名を使用する ことが定められている場合 (4) その他職務遂行上、紛争や混乱を生ず るおそれのある場合 2 旧姓使用に關し、総務課長が職務遂行上 支障があると認める場合は、旧姓使用の一部 又は全部の中止を命令出来るものとする。 (職員及び所属長の責務) 第4条 旧姓を使用する職員は、旧姓の使用に あたって、町民及び職場に紛争や混乱を生じ させないよう努めなければならない。 2 所属長は、所属職員に旧姓に当たり、適 切な運用と公務の円滑な遂行が図られるよう 努めなければならない。 (他団体等への派遣職員の運用除外) 第5条 他の地方公共団体等へ派遣された職 員については、派遣先団体の取り扱いによる ものとする。 (その他) 第6条 この要綱に定めるもののほか、旧姓 の使用に關し必要な事項は、町長が別に定 める。 附 則 この要綱は、公布の日から施行する。	北栄町議会	1	2	2	1		1											
31	##	日吉津村	1	日吉津村職員旧姓使用取扱要綱 第2条 職員は、村長に届け出ることにより、 法令等に抵触するおそれなく、専ら職員 間で使用している文章、署名、文章等や 職務遂行上又は事務処理上紛争や混乱を 招くおそれのないものにおいて旧姓を使用 することができる。	日吉津村議会	1	1	3	2		2					4	4	4	4	2	4	

都 道 府 県	市 区 町 村	市 区 町 村 名	職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査																
				問1 議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問2 問1で、1.を選択した場合、「欠席事由」として明記した規定はいつ制定されたか。	問3 問1で1.を選択した場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。	問4 問1で1.を選択した場合、出産に係る産前産後期間の明記はあるか。	問5 問4で1.を選択した場合該当部分の条文(本文)を記入してください。	問6 問1で1.を選択した場合、休職期間の報酬について減額の規定はあるか。	問7 問6で1.を選択した場合該当部分の条文(本文)を記入してください。	問8 議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1~4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 明記した規定がある 2. 明記した規定はないが、運用上認めている 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない 4. 明記した規定がなく、過去に事例が無い									
			1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に事例が無い。	左記で、1.を選択した場合該当部分の条文(本文)を記入してください。	議 会 名	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. その他(欠席の例がない、不明等)	1. 2014年度以降 2. 2015年度以降	1. 労働基準法65条の産前産後の就業制限の期間以上である。 2. 労働基準法65条の産前産後の就業制限の期間より短い。 3. 期間の定めはない。	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はない。	1. あり 2. なし 3. その他	その他具体例	配偶者の 出産	育児	家族の 看護	家族の 介護	疾病	その他			
31	##	大山市	1	大山市職員旧姓使用取扱要綱 (旧姓の使用) 第2条 職員は、公務課業に際してのことにより、法令等に抵触するおそれなく、専ら職員間で使用している文章、簡易な文章等で職務遂行上又は事務処理上誤解や混乱を招くおそれのないものにおいて、旧姓を使用することができる。	大山市議会	1	1	2	1		1									
31	##	南部町	1	南部町職員旧姓使用取扱要綱 第2条(旧姓の使用) 職員は、町長に届け出るにより、法令等に抵触するおそれなく、専ら職員間で使用している文章、簡易な文章等で職務遂行上又は事務処理上誤解や混乱を招くおそれのないものにおいて、旧姓を使用することができる。	南部町議会	1	1	3	2		2									
31	##	柏耆町	1	柏耆町職員旧姓使用取扱要綱 (旧姓の使用) 第2条 職員は、町長に届け出るにより、法令等に抵触するおそれなく、専ら職員間で使用している文章、簡易な文章等で職務遂行上又は事務処理上誤解や混乱を招くおそれのないものにおいて、旧姓を使用することができる。	柏耆町議会	1	2	3	2		2									
31	##	日南町	4		日南町議会	1	2	2	1		2									
31	##	日野町	4		日野町議会	1	2	3	2		2									
31	##	江府町	2		江府町議会	1	1	2	1		2									

調査時点 調査関係は2021年7月1日(その他2021年4月1日)

都 道 府 市	区	市	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査													地域防災計画や避難所運営に関する指針(手引き・ガイドラインを含む)に、男女共同参画担当部局又は男女共同参画センターの具体的な役割が明確に位置づけられているか。
			問9 議員の利用することのできる保育施設等が議会に設置または提供されているか。	問10 議員の利用することのできる授乳室等が議会に設置または提供されているか。	問11 議会におけるハラスメント防止に関する取組を行っているか。	問12 問11で1.を選択した場合、行っている取組みは、次のうちどれか。	問13 問12で1.を選択した場合該当部分の条文(本文)を記入してください。	問14 男女共同参画に関する研修(ハラスメント防止に関するもの以外)を行っているかどうか。	問15 議会において、通称又は旧姓の使用を認めていますか。	問16 問15で1.を選択した場合該当部分の条文(本文)を記入してください。	問17 政治分野の男女共同参画のために実施していることがあればご記入ください。					
			1. 人員及び場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 2. 保育に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし	1. 専用の場所が設置されている。(常設) 2. 授乳等に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後取組む予定である。 3. 行っておらず、今後取組む予定もない。	へ防1 倫止・ 理にハ あ規関 定すス 等るメ っ援 が定ト	相に2 談開・ 忍すハ らるラ いを講 修開ス らるを るメ 置員メ っ援 しけト	向防3 け止・ 研にハ 修開ラ らるを るメ 置員メ っ援 しけト	4 そ の 他	その他内容	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後取組む予定である。 3. 行っておらず、今後、取組む予定もない。	1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。	問15で1.を選択した場合該当部分の条文(本文)を記入してください。	政治分野の男女共同参画のために実施していることがあればご記入ください。	1. 位置づけられた規定がある。 2. 位置づけられていない。 3. その他(不明等)	左記で、1.を選択した場合該当部分の規定を記入してください。
			0	0	3	1	0	0	0			3	0		0	
			1	3	6	0	0	0	0			5	2		17	
			0	0	10	0	0	0	0			11	0		2	
			18	16	0	0	0	0	2			0	17			
31	##	鳥取市	4	2	3							1	2		2	
31	##	浜子市	4	4	2							2	2		2	
31	##	倉吉市	4	4	3							3	4		2	
31	##	福山市	4	4	3							3	4		2	
31	##	岩美町	4	2	2							2	4		2	
31	##	岩手町	4	4	2							1	4		2	
31	##	智頭町	4	4	2							1	4		2	
31	##	八頭町	4	4	3							3	4		2	
31	##	三朝町	4	4	3							3	4		2	
31	##	湯梨浜町	4	4	1				4	議長が相談窓口になっている。		2	4		2	
31	##	琴浦町	4	4	1				4	ハラスメント防止に関する研修の案内をしている。		3	4		2	
31	##	北栄町	4	4	3							3	4		2	
31	##	白浜漁村	4	4	3							3	4		3	
31	##	大山町	4	4	3							3	4		2	
31	##	鹿間町	4	4	3							3	4		2	
31	##	伯耆町	4	2	1	1				伯耆町議会議員政治倫理条例 (政治倫理基準) 第3条 議員は、地方自治法(昭和22年法律第67号、以下「法」という。)、公職選挙法(昭和29年法律第100号)、政治資金規正法(昭和23年法律第194号)等の法令とともに、議員の品位と名誉を重んじ次に掲げる政治倫理基準を遵守して行動しなければならない。 (1) 議員の地位を利用して、自己又は特定の者の不当な利益を図ってはならないこと。 (2)～(4) 略 (5) 前等に規定するもののほか、議員の地位を利用して地位による影響力を及ぼすことにより、町の職員又は関係団体の役職員の公正な職務の執行を妨げる等不当な行為をしてはならないこと。 (6)～(8) 略	2	4		2		
31	##	日南町	4	4	2							2	4		2	
31	##	日野町	4	4	3							3	4		3	
31	##	江府町	2	2	2							1	4		2	